

松本市物価高騰低所得世帯重点支援 給付金（3万円/1世帯）のご案内

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中※¹でも受給できる場合があります

- DV等で住所地※²以外に避難中の方も、松本市物価高騰低所得世帯重点支援給付金をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV保護命令と収入要件）を満たしている場合、現在お住まいの松本市から受給することができます。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

※¹ 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外の世帯にお住まいの場合をいいます。

※² このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

支給対象と支給額

以下に該当する世帯に対し、1世帯あたり3万円を支給します。

① 世帯全員が、令和6年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯

※³ 令和6年1月1日に松本市に住民票がない場合は、「令和6年度所得・課税証明書」の添付が必要です。

住民税非課税となる年間給与収入の目安 単身の場合：96万5千円以下、ひとり親の場合204万3千円以下
〃 年間所得の目安 〃 41万5千円以下、 〃 135万円以下

※扶養親族がいる場合は
お問い合わせください。

申請先

松本市福祉政策課重点支援給付金班

☎0263-34-3227

（平日8：30～17：15）

申請期間

令和7年

4月30日（水）消印有効

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

手続き・支給要件・必要書類等

以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。

Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。 私は給付金を受給できませんか？

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たしていれば、松本市から給付金を受給できる場合があります。「配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書」とDV避難中であることを明らかにできる書類を提出してください。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書 等

Q 配偶者からDVを受け避難しています。 配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなします。ご自身及び一緒に避難している方全員の課税状況が住民税均等割が非課税である場合には受給できます。

Q 松本市で受給するためには、どのような手続きが必要ですか？

A ①「配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書」と「DV避難中であることを明らかにできる書類」を提出してください。

（松本市）該当者であることを確認し、申請書を送付します。

②送付した「申請書」に必要事項の記入のうえ、必要書類を添付し提出してください。

（松本市）収入要件等を確認し、支給します。